**平成２２年（フ）第３１３号**
新潟市東区新川町325番地32　コレクティブ・イン新川、前住所新潟県十日町市松之山大荒戸748番地４
債務者　松田　　保
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻澤　広子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４１７１号**
大阪府東大阪市御厨南３丁目３番33号
債務者　河原　章夫
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木原万樹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７０４号**
仙台市青葉区春日町３番25―705号
債務者　高濱　布之
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５５号**
群馬県邑楽郡邑楽町大字狸塚1056番地３
債務者　藤田　文夫
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２２年（フ）第７０６号**
神戸市東灘区深江北町３丁目４番21―404号、従前の住所神戸市北区君影町２丁目１番42―302号
債務者　パティスリー　レザンファンこと　土谷　昌寿
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１６号**
長崎県五島市上大津町1148番地１
債務者　松下　榮一
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古坂　良文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
長崎地方裁判所五島支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第３１０号**
茨城県笠間市池野辺841番地２
債務者　木村自動車商会こと　木村　　繁
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
水戸地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２５９号**
北海道北斗市清川706番地
債務者　竹内　義則
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第２６０号**
北海道北斗市清川706番地
債務者　竹内　朱美（旧姓木元）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第２７１号**
函館市千代台町14番９号
債務者　佐々木尚美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第１５８号**
群馬県太田市大原町1974番地２　藪塚ハイツ７―202号
債務者　松田　祝子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２２年（フ）第１７８号**
奈良県御所市大字竹田25番地の１、前住所奈良県大和高田市旭北町９番12号
債務者　池﨑美由紀
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第２０４号**
奈良県磯城郡田原本町大字新木101番地の11
債務者　但馬　由利
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第２０５号**
奈良県香芝市穴虫617番地の57
債務者　嶋﨑　良三
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第２０９号**
奈良県香芝市逢坂２―692―103、住民票上の住所大阪府柏原市国分本町５丁目５番９号
債務者　島田　和俱
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第２１１号**
奈良県宇陀市室生区大野3552番地の９
債務者　百地　政芳
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第５３５号**
さいたま市桜区大字上大久保821番地１　上大久保ハイム202号、住民票上の住所さいたま市桜区道場２丁目14番25号　レジデンツ藤B102号室
債務者　井出　寛明
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係